

香港環境保護局

古紙の輸入及び輸出規制 に関するガイドライン

A. はじめに	1
B. 法制定の背景	1
C. 古紙の輸出	4
D. 古紙の再輸出（経由）	7
E. 環境保護局の活動内容	10
F. 関連費用と実施スケジュール	11
G. 連絡先	12

環境保護局

古紙の輸入及び輸出規制に関するガイドライン

A. はじめに

1. このガイドラインは、香港への輸入が禁止されている古紙を含むすべての古紙の輸出入に関する取り決め、及び輸出・再輸出に必要な書類・申告書など管理措置を周知する事を目的として制定されました。

B. 当規制制定の背景

何故古紙の輸出入に関する管理措置が必要なのか

2. 現在、香港には輸入古紙を処理し受け入れるリサイクル施設がないため、環境保護局（EPD）は、現行の廃棄物処理条例（Cap. 354）に従って古紙の輸出入管理措置を強化しました。香港に於いて古紙の不法投棄や汚染の原因となることを避ける目的で、他国でサイクルされる予定の古紙に関する再輸出を除き、原則として香港に古紙を輸入することは許可できません。
3. 近隣諸国（インドネシアやマレーシアなど）は、さまざまな種類の古紙の輸入規制を徐々に強化しています。また、中国本土当局は、古紙の原産地制限を開始し、2020年末までに固形廃棄物や国外の廃棄物（古紙を含む）の輸入を完全に禁止する事を発表しました。以上のことから、香港も古紙の再輸出と輸出の管理を強化する必要があると判断しました。

古紙の輸出入規制に関する廃棄物処理条例の要求とは

4. 香港廃棄物条例（Waste Disposal Ordinance）では、古紙の輸出入に関連する者が（a）該当古紙が汚染されていないこと（b）リサイクルや再利用を目的として輸入または輸出されたもの。である事を証明できない限り、WDOに沿って厳格な管理の対象となります。
5. ただし、現在香港には古紙をリサイクルする施設が無いため、他国でのリサイクルを目的とし積み替え（再輸出）を行う場合を除いて、香港に古紙が輸入されるべきではありません。
6. 第三国でのリサイクルを目的として古紙を輸出あるいは積み替えを行うものは、船積み前に輸入地側の要件を満たしている事、及びその輸入地の関連当局による事前許可あるいはそれと同等の承認を得ていなければならない。輸入国が古紙の輸入に制限を掛けている（例えば中国は古紙の輸入を禁止している）あるいは船積み前検査を義務付けている場合や輸出国を限定している場合に於いて、古紙の品質や船積み地（原産国）の要件を満たさず、貨物の積戻しとなった場合は、当該貨物に掛かる関係荷主はWODの法律に抵触し訴訟の対象となる。
7. この香港廃棄物条例（WDO）に準拠した貨物であることを確認するために、香港から古紙を輸出する、あるいは積み替えを行うものは、貨物を輸出、再輸出する前に、申告書及び関連書類を提出する必要がある。

* 詳細は中国本土関係当局が公表している情報に準拠するものとする。また輸出あるいは再輸出される古紙はWODの要件を満たし、適切にリサイクルまたはリユースされるものであること。提出された

書類は、環境保護局（EPD）と関連する輸出入国との情報交換の強化促進を目的とし、廃棄物の国境を越えた移動の合法性と円滑な運営を保護する為に運用されます。

古紙の「再処理、リサイクル、回収作業」とみなされる行為とは

8. 古紙の【再処理、リサイクル、回収作業】とは、古紙を紙やその他製品に変える行為全般を指します。古紙のプレス、分別、梱包作業は【再処理、リサイクル、回収】とはみなされません。

	再処理、リサイクル、回収作業とみなされる行為	再処理、リサイクル、回収作業とみなされない行為
	(古紙を新たな紙及び紙製品へ作り替える行為、またその際に発生する排気及び排水は適法に管理され汚染防止の措置が取られたものであること。)	(古紙を新たな紙及び紙製品に作り変える事ができず、またその際に発生する排気及び排水が適法に処理されていない場合)
例	<p>化学的な処理工程によってインクを除去し、不必要な物質を除去する行為。</p> <p>古紙パルプの製造</p> <p>紙製品の製造</p>	<p>古紙を種別ごとに選別する行為</p> <p>古紙の破碎処理</p> <p>再梱包、ベーリング</p> <p>焼却</p> <p>埋め立て</p>

C. 古紙の輸出

古紙を輸出するための手続きと必要書類

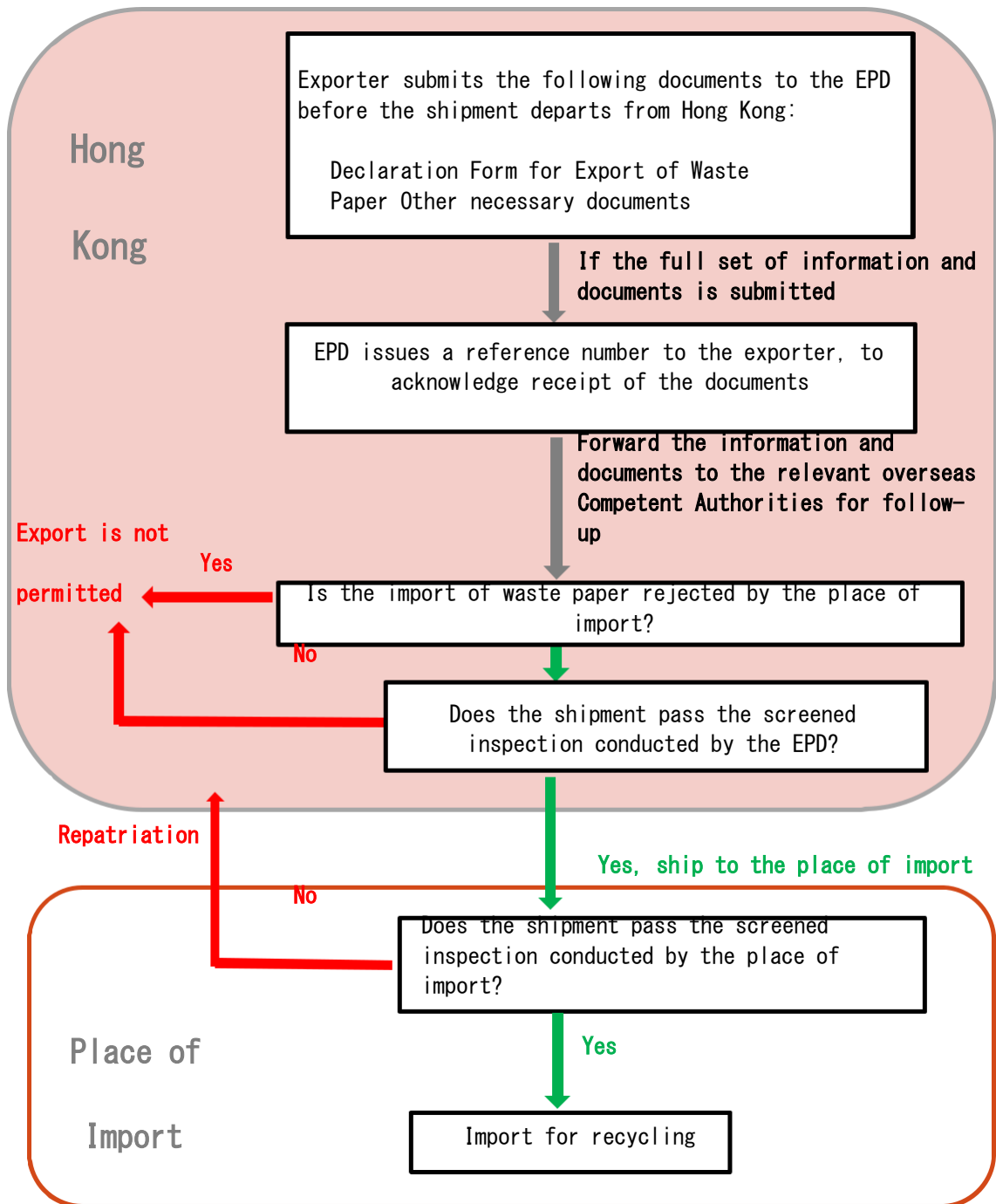
9. 古紙を海外にリサイクルする目的で輸出する輸出業者は、本船が香港を出港する前に、指定された申告書と関連文書を EPD に提出する必要があります。これは、輸出される古紙が WDO の輸出要件に準拠していることを証明するものです。契約の当事者が環境局との契約による「古紙の収集およびリサイクルサービス」の請負業者である場合でも、このガイドラインに従って、申告書および関連文書を提出する必要があります。
10. 申告書とともに提出する必要のある書類は次のとおりです。
- 事業登録証明書のコピー
 - 船荷証券またはそれに準ずる書類
 - パッキングリストまたは同等の文書のコピー
 - 古紙の種類とその写真に関する情報
 - 輸入許可証のコピーまたは輸入地の同意書
 - 輸入地のリサイクル施設に関する情報
 - 輸入地のリサイクル施設との契約書のコピー
 - 関係する海外の所轄官庁が必要とするその他の文書（ある場合）
 - 古紙検査報告書のコピー（ある場合）

11. 申告書類一式が提出された場合、EPD はその書類を認証する番号を輸出者に発行します。ただし、その承認は、関連する貨物が WDO に準拠していることを証明するものではなく、古紙を輸出する際に香港のすべての法律または輸入地側の法令遵守義務を免除するものでもありません。
12. EPD は古紙がシップバックされる事を極力防ぐために、上記に記載された書類を輸入地側の関連機関に郵送し適切な情報提供を行います。

古紙の輸出が認められない事例

13. 以下の状況において、古紙の輸出が許可されない場合があります。
 - (a) 出荷される古紙が WDO の要件に準拠していない。
 - (b) 輸入国側の当局から輸入の同意または許可が与えられていない場合。
 - (c) 事前に申告書および関連文書が事前に EPD に提出されていないあるいは、その書類に不足がある場合。
 - (d) EPD による検査時に、実際の出荷と申告書の内容との間に不一致が発見された場合。

古紙輸出のフローチャート



D. 再輸出（積み替え・経由）

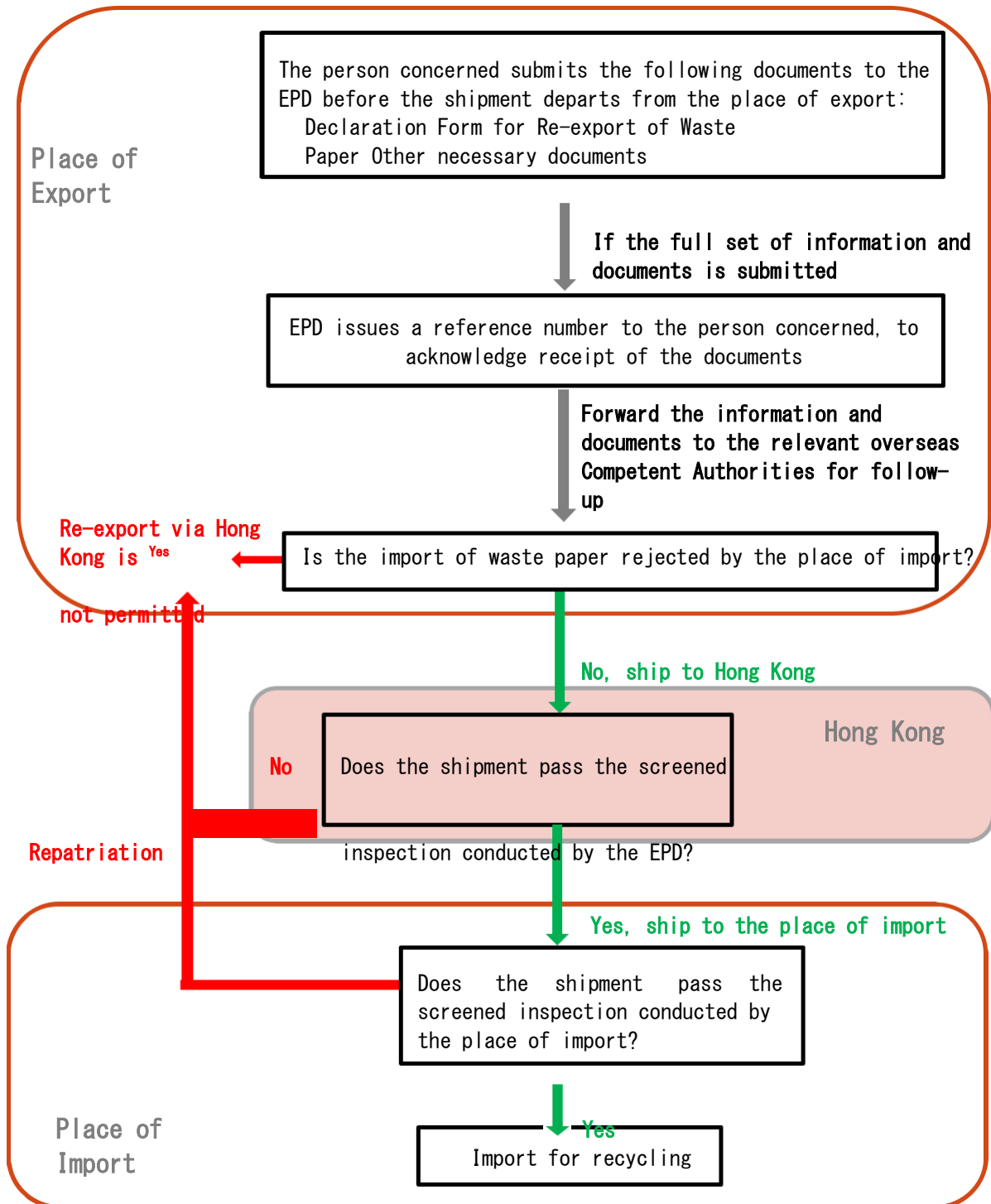
香港経由で古紙を再輸出する場合の手続きと提出書類はどのようになっていますか？

14. 香港経由で古紙を再輸出する者は、貨物が輸出地から出航する前に、指定された申告書と関連文書を EPD に提出するものとします。これは、該当古紙が輸入国に再輸出できることを証明するものです。
15. 申告書とともに提出する必要がある書類は次のとおりです。
 - (a) 事業登録証明書のコピー
 - (b) 船荷証券のコピー（輸入地までの船荷証券は同一の運送状によってカバーされるものである事）
 - (c) パッキングリストまたは同等の文書のコピー。
 - (d) 原産地に関する情報
 - (e) 古紙の種類とその写真に関する情報
 - (f) 輸入許可証の写しまたは輸入国からの同意
 - (g) 輸入地のリサイクル施設に関する情報
 - (h) 輸入地のリサイクル施設との契約書のコピー
 - (i) 輸入国の所轄官庁が必要とするその他の文書（ある場合）
 - (j) 古紙検査報告書のコピー（ある場合）
16. 申告書類一式が提出された場合、EPD はその書類を認証する番号を輸出者に発行します。ただし、その承認は、関連する貨物が WDO に準拠していることを証明するものではなく、古紙を輸出する際に香港のすべての法律または輸入地側の法令遵守義務を免除するものでもありません。
17. EPD は古紙がシップバックされる事を極力防ぐために、上記に記載された書類を輸入地側の関連機関に郵送し適切な情報提供を行います。一部の輸入国において古紙に制限が課せられている場合（例えば、中国本土は 2020 年末から外国の古紙の輸入を禁止している）、再輸出または積み替えを行おうとするものは古紙が輸出地を出発する前にその輸入国において必要な許可を得ていなければならない。
18. いかなる状況においても、香港経由で第三国に再輸出される古紙は、香港に積み残し、分類、別のコンテナに積み替えを行う、あるいは香港に於いて船積みされる別のコンテナと統合されることは認められません。また船荷証券またはこれに準ずる書類は、輸入国までの運送をカバーする必要があり、充足しない場合は輸出地にシップバックされる事があります。

香港経由で輸出された古紙が輸出地にシップバックされる要件とは

19. 以下の条件の古紙は、香港経由で再輸出できません。貨物が輸出先に返送される可能性があります。
 - (a) 出荷される古紙が WDO の要件に準拠していない。
 - (b) 輸入国側の当局から輸入の同意または許可が与えられていない場合。
 - (c) 事前に申告書および関連文書が事前に EPD に提出されていないあるいは、その書類に不足がある場合。
 - (d) EPD による検査時に、実際の出荷と申告書の内容との間に不一致が発見された場合。
20. 古紙の輸入が禁止されている州または地域に、香港経由で古紙を再輸出できません。当規定に違反し、古紙が返送された場合、WDO 関連法違反によって起訴されることがあります。

古紙の再輸出または第三国に向けた香港経由の輸出フローチャート



E. 環境保護局の活動

環境保護局の行う情報提供とは

21. EPD は、必要とされるすべての書類の受領を確認した後、承認番号を記載した確認書を発行します。運送会社は、荷主に承認番号を要求し、船荷証券の商品欄に（古紙の種類や簡単な説明を含む）を記載するよう要求する場合があります。
22. 申告書類一式が提出された場合、EPD はその書類を認証する番号を輸出者に発行します。ただし、その承認は、関連する貨物が WDO に準拠していることを証明するものではなく、古紙を輸出する際に香港のすべての法律または輸入地側の法令遵守義務を免除するものでもありません。また、出荷される古紙が WDO の要件に準拠していない、あるいは EPD による検査時に、実際の出荷と申告書の内容との間に不一致が発見された場合、当該古紙の輸出は許可されず、EPD は WDO に準じて適法に処理するものとします。
23. EPD は、輸入国に於いて古紙が返送される事を防ぐために、受理した申告書を輸入国の関係所轄官庁に転送し、貨物の到着、再輸出、または輸出の状況を把握し、順次通知を行います。

古紙の輸出入に関する強化された取り決めの下で、EPD はどのように法律を施行しますか

24. EPD は、税関局と共同でリスク評価と施行の優先順位を考慮して、輸入業者と輸出業者から提出された情報に基づき、輸出および積み替えされるコンテナの検査を実施します。また、古紙の国境を越えた移動を掌握・制御するために、適時通知を通じて海外の所轄官庁との協力を強化していきます。
25. EPD は、リサイクル施設に対して抜き打ち検査を実施し、違法な廃棄物の輸出元を捜査摘発します。違法な操業が確認された場合、関係する輸出業者を起訴します。

廃棄物処理条例に基づく廃棄物の輸出入管理に関する法律に違反した場合の罰則

26. 法律に違反した者は、最高 20 万ドルの罰金と、初犯 6 か月の懲役を科せられます。前科者は 50 万ドルの罰金と 2 年の懲役。違法に輸入された廃棄物は原産地に返送され、費用を負担しなければなりません。

F. 関連費用と実施スケジュール

申告に必要な費用

27. 香港からの輸出、または香港経由での古紙の輸出に関連する申告書の提出に費用はかかりません。しかし申請者は申請に必要な書類の準備に必要な費用は申請者の負担となります。

古紙の輸出入規制実施時期

28. EPD は、このガイドラインに記載されている管理を実施する体制は整っており、直ちに施行する必要があります。古紙の輸出者または香港経由で古紙を輸出しようとするものは、必要に応じて輸出または再輸出申告書を EPD に提出し、さまざまな国の輸入管理規定に精通し適法な貿易をする必要があります。特に、中国本土当局は 2021 年から外国廃棄物（すべての種類の古紙を含む）の全面輸入禁止を実施します。EPD は香港または香港を経由する古紙の輸出とその管理に責任を負い、この改定を関係各国に通知します。また申告時に提出された書類、情報を海外の管轄官庁に転送し情報を共有します。古紙の輸出入管理を担当する当局は、古紙のシップバックリスクや輸入相手国の法令を違反しない様尽力するものとします。

G. 連絡先

29. 当規定、ガイダンスに関するお問い合わせは環境保護局までご連絡ください。
+852 2835 2311 or by email (wasteimportandexport@epd.gov.hk).

環境保護局 Environmental Protection Department

(最新版: 30 July 2020)